

情報・システムソサイエティ シニア会員推薦委員会規程

(2009年3月5日 制定) (2014年4月14日 一部改正)

(2015年11月27日 一部改正)

(目的)

第1条 本委員会は、ソサイエティに提出されたシニア会員申請書に基づき、シニア会員申請者（以下、申請者と称する）の審査を行い、理事会の下に設置されるシニア会員審査委員会にシニア会員候補者（以下、候補者と称する）を推薦することを目的とする。なお、本規程は、本部のシニア会員推薦規程（以下、推薦規程と称する）第3条に定められる事項を取り扱うにあたり必要な処置事項を定める。

(組織)

第2条 本委員会は、委員長1名、幹事1名、推薦委員若干名で構成し、それぞれ、別途定めるフェロー推薦委員会の委員長、幹事、推薦委員が兼ねるものとする。

(任務)

第3条 委員長は、会務を統括する。
2. 幹事は、会務の運営に関し、委員長を補佐する。

(委嘱及び任期)

第4条 幹事、推薦委員は、委員長が委嘱する。
2. 任期は1期1年、連続2期を最大として再任可能とする。

(取り扱う事項)

第5条 本委員会は、その目的を遂行するために次の業務を行う。
イ) 申請者が、推薦規程第2条による有資格者であるかどうかの審査。
ロ) 申請者が、推薦規程第6条の条件に合致するかどうかの審査。
ハ) 推薦者が、推薦規程第4条による有資格者であるかどうかの審査。
ニ) 候補者の決定とシニア会員審査委員会への推薦。

(推薦手順)

第6条 本規程第5条で定めた業務を行う手順は、つぎのとおりとする。
イ) シニア会員の認定を申請するソサイエティ会員は、年間を通して可能とし、6月30日までの申請期間にWebによって自己申告により申請書を提出する。
ロ) 候補者の数は、既存のシニア会員数との和がソサイエティ会員数の10%を越えないよう調整するものとする。
ハ) シニア会員候補者リスト（様式指定）および関係書類一式をシニア会員審査委員会に10月15日までに送付する。
ニ) 審査過程の情報は非公開とする。
ホ) 理事会で承認されるまでは、シニア候補者は非公開とする。

(付則)

- ・本規程は2009年3月5日から施行する。
- ・本規程は2014年4月14日から施行する。
- ・本規程は2015年11月27日から施行する。